

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2026 年 5 月 28 日

株式会社平和

2026年5月28日

新設分割に係る事前開示書面

東京都台東区東上野一丁目16番1号  
株式会社 平 和  
代表取締役社長 嶺井 勝也

株式会社平和（以下「当社」という）は、2026年5月13日付で作成した新設分割計画書に基づき、2026年10月1日を効力発生日として、当社の遊技機械の開発、製造及び販売に係る事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社平和（以下「新設会社」）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」）を行うことといたしました。

当社が、本新設分割に関して会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

なお、本新設分割の効力発生をもって、当社の商号は「株式会社平和ホールディングス」へ変更いたします。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

本新設分割計画の内容は別紙のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

（1） 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の資本金の額等を考慮した結果、この株式数が相当であると判断しております。

（2） 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

資本金及び資本準備金については、新設会社が承継する資産等及び新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、当社の資本政策にかんがみて、会社

計算規則に従い、以下のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

①資本金 : 100 百万円

②資本準備金 : 0 円

3. 会社法 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務履行の見込みについて

当社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本新設分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務履行の見込みについて

本新設分割の効力発生日以後における新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。さらに、新設会社による債務の承継は、当社が引き続き債務を負担する重疊的債務引受の方法によります。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

(別紙)

## 新設分割計画書

株式会社平和（2026年10月1日付けで商号を「株式会社平和ホールディングス」に変更する予定であり、以下「甲」という。）は、以下の計画に従い、新たに設立する会社（以下「乙」という。）に甲の遊技機械の開発、製造及び販売に係る事業（以下「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画を作成する。

### 第1条（効力発生日）

乙の設立年月日および本件新設分割の効力発生日は2026年10月1日（以下「本件分割期日」という。）とする。ただし、本件新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会決議によりこれを変更することができる。

### 第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、本店の所在場所および発行可能株式総数）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。なお、乙の本店の所在場所は、東京都台東区東上野一丁目16番1号とする。

### 第3条（乙の設立時代表取締役及び設立時取締役）

乙の設立時代表取締役及び設立時取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役	嶺井 勝也
設立時取締役	諸見里 敏啓

### 第4条（乙が承継する資産、債務、その他権利義務）

乙は、本件新設分割の効力発生日において、本件事業にかかる次に掲げる資産、債務、契約上の地位、その他権利義務を甲から承継する。なお、債務の承継は重畳的債務引受の方法による。乙の承継する資産および債務は、2026年3月31日を算定基準日とし、同日現在の甲の貸借対照表を基礎として、本件分割期日までの増減を加減したうえで確定する。

#### 1 承継する資産

##### （1）流動資産

預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、製品、原材料及び貯蔵品、前渡金、前払金、未収入金、前払費用等のその他流動資産

## (2) 固定資産

### ①有形固定資産

営業所に係る建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等の有形固定資産

### ②無形固定資産

ソフトウェア等のその他無形固定資産（なお、知的財産権については、後述5に定めるところによる。）

### ③投資その他の資産

出資金、長期前払費用、破産更生債権等、前払年金費用、繰延税金資産、長期預け金等の投資その他の資産

## 2 承継する負債

### (1) 流動負債

買掛金、電子記録債務、未払金、未払費用、賞与引当金、リース債務、前受金その他の流動負債

### (2) 固定負債

長期預り金、退職給付引当金、リース債務等のその他の固定負債

## 3 承継する契約上の地位（雇用契約を除く）及び権利義務

乙は、本件分割期日において、本件事業に直接関係している契約（雇用契約を除く。）及びこれに附随する一切の権利義務を承継する。ただし、その承継につき、甲および乙にて承継不要と判断したもの、契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの、及び契約上の地位の移転に対して許認可等の再取得が必要なもののうち、効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったものを除く。

## 4 労働契約上の権利義務

本件本分割期日において有効な、本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約における契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。ただし、別途甲が承継従業員から除外する旨を指定した者との間の労働契約およびこれにかかる一切の権利義務を除く。

## 5 知的財産権

本件事業に関して当社が保有する又は保有することとなる特許、実用新案、商標、意匠、著作権（著作権法第 27 条及び同第 28 条の権利を含む）その他知的財産権（出願中のもの及びこれらの登録等を受ける権利を含む）。

## 6 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの（ただし、分割会社が引き続き保有する必要があるものを除く）。

## 第 5 条（設立会社が本件新設分割に際して交付する株式）

乙は本件新設分割に際して普通株式 2,000 株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として、甲に割り当てる。

## 第 6 条（設立会社の資本金）

乙の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額は次のとおりとする。ただし、本件分割期日における当会社の資産及び負債の状態等により、取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 資本金 100 百万円
- (2) 資本準備金 0 円
- (3) その他資本剰余金 株主資本変動額から上記第 1 項及び第 2 項の金額を控除した金額

## 第 7 条（分割承認総会）

甲は、会社法第 805 条の規定により、株主総会において本分割計画書の承認を得ることなく、本件新設分割を行う。

## 第 8 条（移転手続）

甲は乙に承継させる資産・負債・その他の権利義務について、登記、登録、通知等、権利の移転に必要な手続を乙と協力し、本件新設分割後遅滞なく実施する。

## 第 9 条（事情変更の場合）

甲は、本分割計画書作成後、本件分割期日までの間に、天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、本新設分割計画を変更し、または本件新設分割を取りやめることができる。

第 10 条（分割の効力）

本件新設分割は法令に定められた官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 11 条（競業避止義務）

甲は、本件分割期日後においても、乙に対して、本件事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

第 12 条（その他の事項）

本分割計画書に定めのない事項その他本件新設分割に関し必要な事項については、本件新設分割計画の趣旨に基づき甲がこれを決定する。

以上

2026 年 5 月 13 日

東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号  
株式会社平和  
代表取締役社長 嶺井 勝也

定 款

株式会社平和

2026年10月1日制定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社平和と称し、英文では、Heiwa Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種遊技機械の開発、製造、販売
- (2) 建築工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、機械器具設置工事の請負、設計施工管理
- (3) 各種娯楽用具の開発、製造、販売
- (4) 音声、映像、コンピュータのソフトウェアの企画、制作、販売
- (5) 情報提供、情報収集、情報分析サービス業
- (6) 娯楽施設、スポーツ施設、飲食施設等の経営等のレジャーに関する事業
- (7) 発電及び電気の供給に関する事業
- (8) 不動産の管理、賃貸、売買
- (9) 取引会社等への融資その他の金融支援業務
- (10) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

## 第3章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時、招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第13条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役

(員数)

第15条 当社の取締役は、1名以上とする。

(選任方法)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。当社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

2. 代表取締役は、取締役社長とする。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第21条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第22条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(最初の事業年度)

第23条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2027年3月31日までとする。

(設立時の取締役)

第24条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	嶺井 勝也
設立時取締役	諸見里 敏啓

(附則の削除)

第25条 本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時総会の終結の時をもって削除する。